

美里町環境基本計画

令和4年3月



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象とする環境の範囲	2
4 計画の期間.....	2
第2章 環境を巡る現状と課題.....	3
1 国内外の動向.....	3
2 本町の地域特性	6
3 本町における環境の動向と課題.....	12
第3章 計画の理念及び計画目標	22
1 計画の理念.....	22
2 計画目標（将来像）	23
第4章 環境施策の推進.....	25
1 計画体系	25
2 施策展開の基本的な考え方	26
3 施策.....	28
第5章 計画の推進.....	46
1 推進体制	46
2 進行管理	47
資料編.....	48
1 用語解説	49

本文中「*〇〇」で表示されている用語については、資料編「1 用語解説（49～52 ページ）」に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ*を付けています。



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

美里町では、町民が健康的で文化的な生活を維持し、町民の福祉に貢献することを目的として、平成12（2000）年12月に「美里町環境基本条例」を制定しました。また、平成22（2010）年9月に、町民が自然豊かな本町の良い環境を享受するうえにおいて、環境の保全に必要な事項を定めた「美里町環境保全条例」を制定し、取り組みを進めています。

一方、我が国では平成30（2018）年4月の「第5次環境基本計画」や令和3（2021）年10月の「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、環境・温暖化対策に関する計画が見直されており、環境保全・地球温暖化に関する対策推進の必要性が見られます。

さらに、国際的な目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）についての推進が求められ、環境分野における推進も求められています。

このような社会情勢の変化や「第5次美里町総合振興計画後期基本計画」（以下、「総合振興計画」という。）、「美里町国土強靱化地域計画」などを含む関係法令等の動向を踏まえ、今後の本町の環境施策を効果的に推進するために、令和4（2022）年度を初年度とする「美里町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、美里町環境基本条例第8条に基づく計画であり、環境の保全及び創造に関する目標、環境施策の基本方向、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

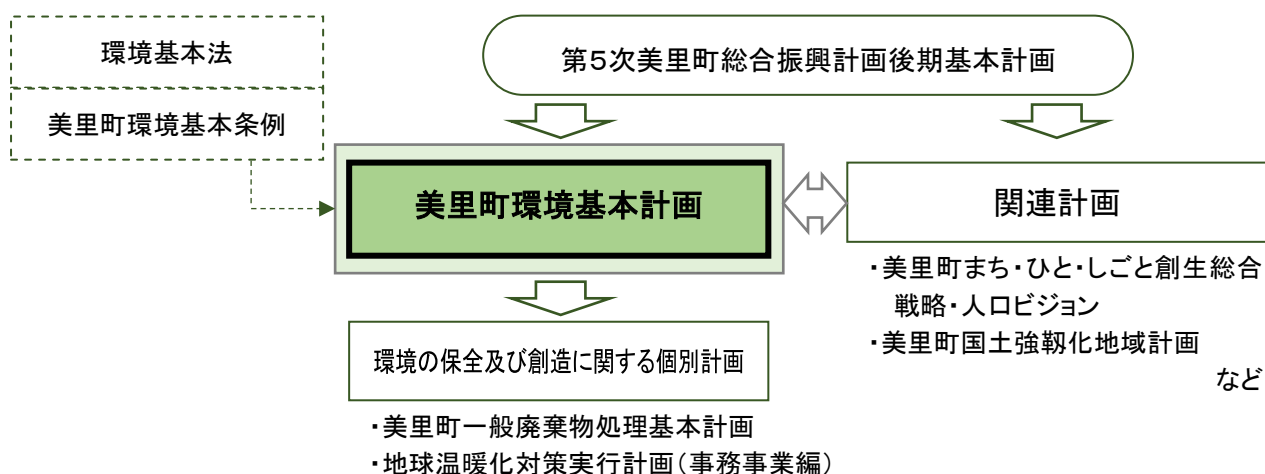


図 計画の位置づけ

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、美里町環境基本条例第7条を基に設定します。

美里町環境基本条例

(町の基本的施策)

第7条 町は、環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関する事。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関する事。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関する事、並びに地球環境保全の貢献に関する事。
- (4) 町民及び事業者が環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に取り組めるよう、体系的な環境学習の推進に関する事。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間です。なお、段階的かつ効率的に取り組むを進めるとともに、施策の進捗管理と見直しのため、令和8(2026)年度を中間目標年度、令和13(2031)年度を最終目標年度と設定します。

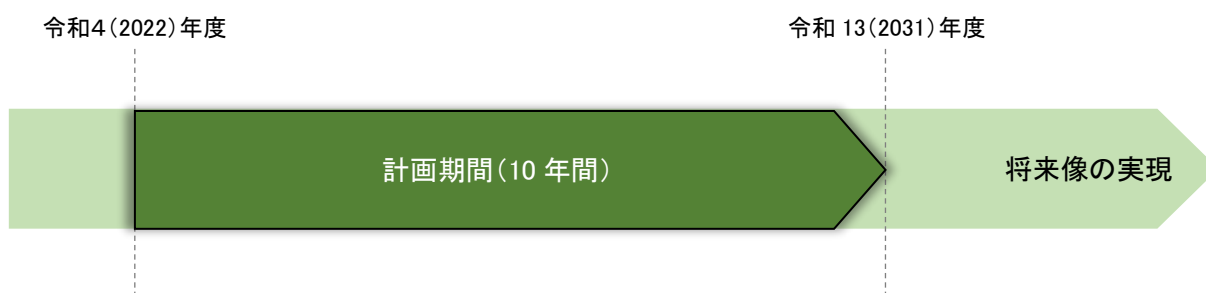


図 計画の期間

第2章 環境を巡る現状と課題

1 国内外の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。

SDGsの17のゴールと169のターゲットの中には、世界全体における達成に向け、日本として国際協力面で取り組むべき課題も多く含まれています。平成28（2016）年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、国として8分野の優先課題と具体的な施策を定めており、地方自治体におけるSDGsに関する取組の必要性が記載されています。

また、平成29（2017）年6月における「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においてもSDGsの取組推進が謳われており、実施指針については、令和元（2019）年12月に改定され、優先課題にジェンダーの平等が明記されるとともに、更に多様な主体との連携によるSDGsの推進が求められています。

(2) 国の第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画は、「SDGs」、「*パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

計画では、SDGsの考え方を活用して分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成することにより、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組みを推進していくとしています。

(3) 地球温暖化対策

地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。

令和2（2020）年10月の内閣総理大臣所信表明演説において、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すため、令和3（2021）年10月に第6次エネルギー基本計画が策定されました。再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は第5次計画においては全体の22～24%程度でしたが、第6次計画においては36～38%程度にまで上昇しており、再生可能エネルギーの最大限の導入推進が求められています。

第6次エネルギー基本計画における令和12（2030）年度の電源構成等も踏まえ、令和3（2021）年10月に国の地球温暖化対策計画が改定されました。改定された計画では、平成28（2016）年に策定された同計画の中期目標〔令和12（2030）年度削減目標〕である、平成25（2013）年度比温室効果ガス26%削減を46%に引き上げ、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととしています。

(4) *デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組み

近年、*ICTはより進化しています。インターネット利用の増大と*IoTの普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながるとともに、大量のデジタルデータ（ビッグデータ）の生成、収集、蓄積が進みつつあります。こうしたデータの*AIによる分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用した取組みが、様々な分野で広がってきています。こうした取組みにより、事務の効率化やペーパーレス化、コストの削減等が期待されます。

しかし、進化するデジタル技術により人々の生活をより良いものへと変革していくDXの取組みはまだ十分に浸透しているとは言えず、今後、強力に推進していくことが求められています。

(5) 所有形態や働き方の多様化

所有形態や働き方の多様化が進んでいます。*IoT、*AIの活用により、従来製品として販売していたものを、その製品の持つ機能に着目し、その機能の部分をサービスとして提供する*サービサイジング（例：製品のリース・レンタル、*ESCO事業）やその一形態である*シェアリングエコノミー（例：カーシェアリング、シェアサイクル）が拡大しています。

また、*ICTの活用により、働く時間や場所に制約されない柔軟な働き方を可能とするテレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その有用性と必要性が改めて認識され、企業におけるテレワークの導入状況は、令和元（2019）年の20.2%から、令和2（2020）年では47.5%と急速に増加しています。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元（2019）年12月に報告された新型コロナウイルス感染症は、中国国内に留まらず、人の移動を通じて世界に拡散しています。

日本国内でも新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、緊急事態宣言の発出等への対応が強いられました。全国各地で飲食店の利用者、公共交通機関の利用者、まちなかの人出、ショッピングセンターやレジャー施設の人出が大幅に減少し、幅広い産業で業績の悪化、企業倒産や失業者の急増等、急速な景気悪化、経済活動が停滞しています。

今後は新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」への転換により、暮らし方や働き方等、人々のライフスタイルの大きな転換点を迎えています。

そのような中、コロナ禍からの経済復興策として、地球温暖化対策や持続可能な社会の実現を目指すための投資を行う「グリーンリカバリー」が世界で広がりをみせています。

国内においては、令和2（2020）年6月に環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなど、国家政府以外の多様な主体のゆるやかなネットワーク）の意見交換会が行われ、脱炭素社会や循環経済への移行、そして分散型社会への移行という3つの重要性が再認識されました。

2 本町の地域特性

(1) 自然条件

① 気温

本町は、太平洋側気候に属する内陸性の気候で、年間平均気温は約14℃、年間降水量は約1,300mmです。

埼玉県では、最も気候変動が進んだ場合、21世紀末（2076年～2095年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4℃高くなると予測されています。

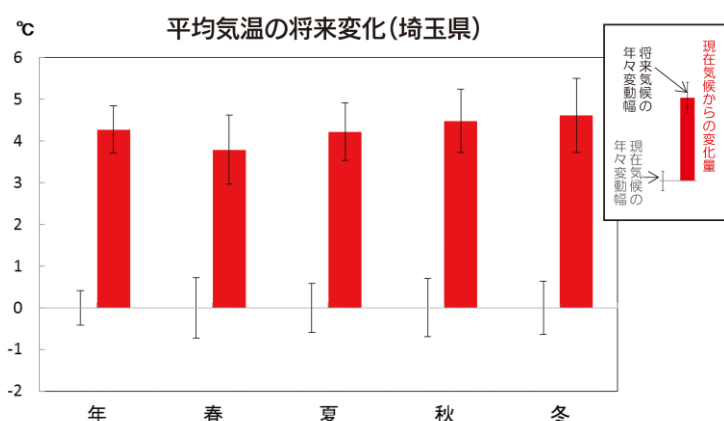


図 埼玉県の平均気温の将来変化

(出典) 埼玉県21世紀末の気候 (熊谷地方気象台)

埼玉県の明治31 (1898) 年から令和元 (2019) 年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.14℃となり、同期間における日本の年平均気温の上昇率 (1.24℃) を上回っています。

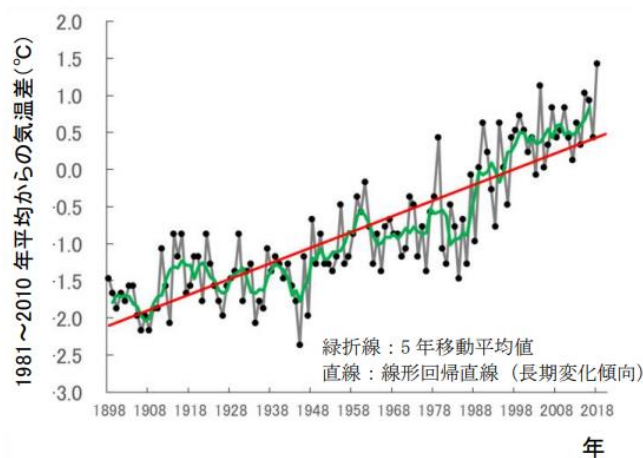


図 埼玉県内の平均気温の推移 (熊谷地方気象台)

(出典) 「埼玉県地球温暖化対策実行計画 (第2期)」 [令和2 (2020) 年3月、埼玉県]

寄居観測所のデータでは、直近30年間で約1℃上昇しており、平成30(2018)年7月には、同地点での観測史上最も高い39.9℃を記録しました。

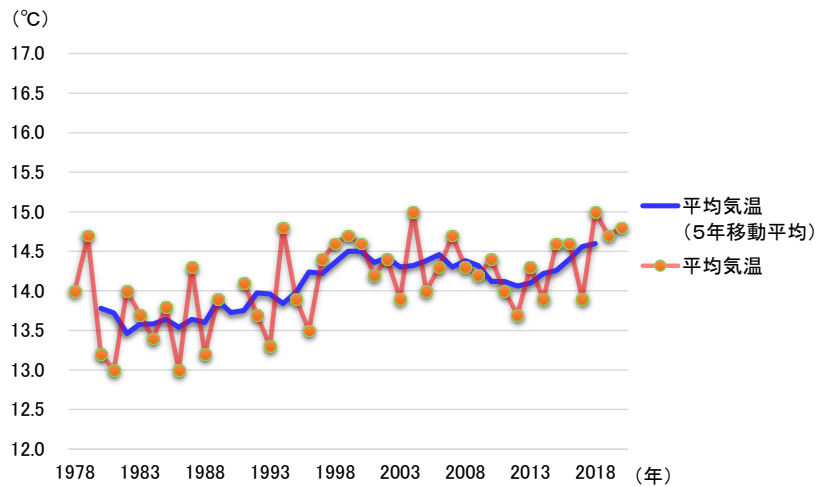


図 年平均気温の経年変化（寄居観測所）

（出典）気象庁データを基に作成

② 真夏日・猛暑日

地方气象台のある熊谷市では、猛暑日が今後100年間で年間約40日増加すると予測されています。また、真夏日も約70日増加すると予測されています。

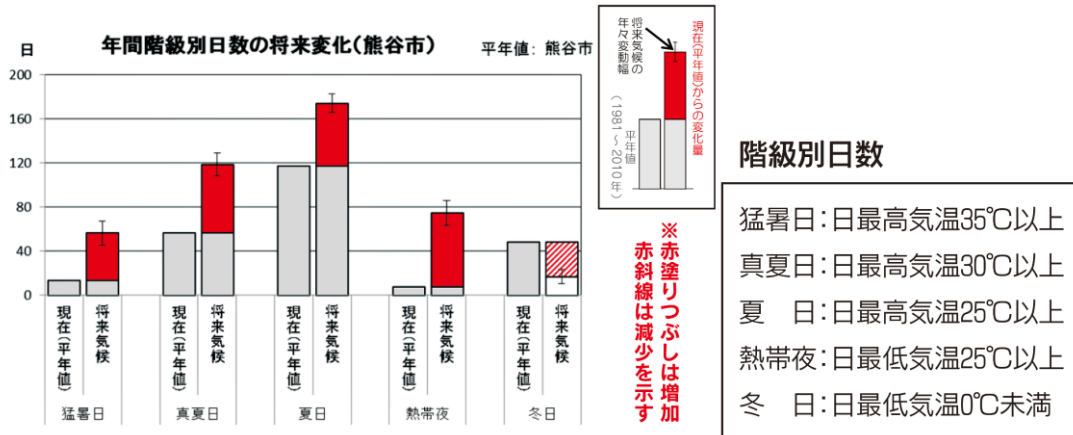


図 年間階級別日数の将来変化（熊谷地方气象台）

（出典）埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方气象台）

寄居観測所のデータでは、令和2（2020）年の猛暑日日数が17日を記録しました。

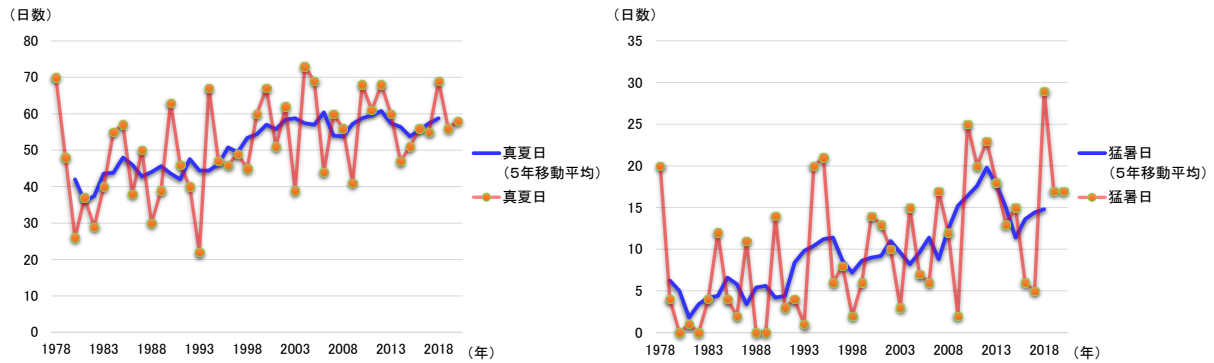


図 真夏日及び猛暑日日数の経年変化（寄居観測所）

（出典）気象庁データを基に作成

③ 降水量

滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の埼玉県での発生が今後100年で約2倍以上になることが予測されています。

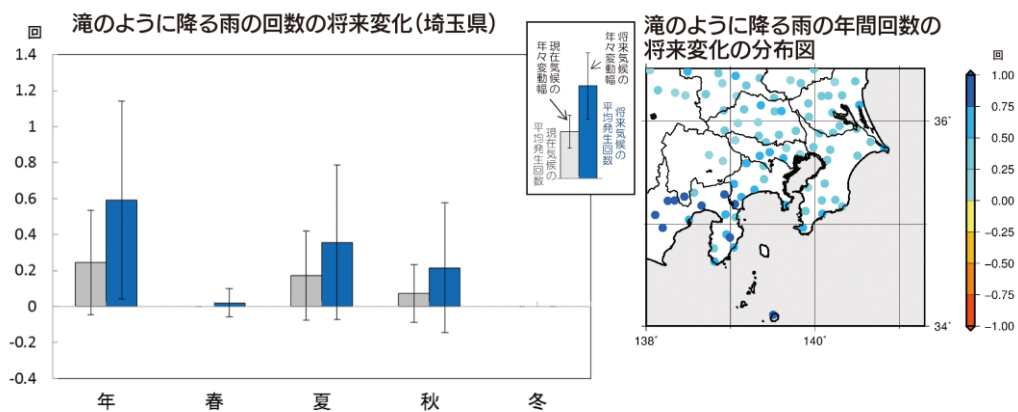


図 滝のように降る雨の回数の将来変化（埼玉県）

（出典）埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方気象台）

また、降水量のない無降水日（日降水量1mm未満）も5日程度増加すると予測されています。

この結果、大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されます。

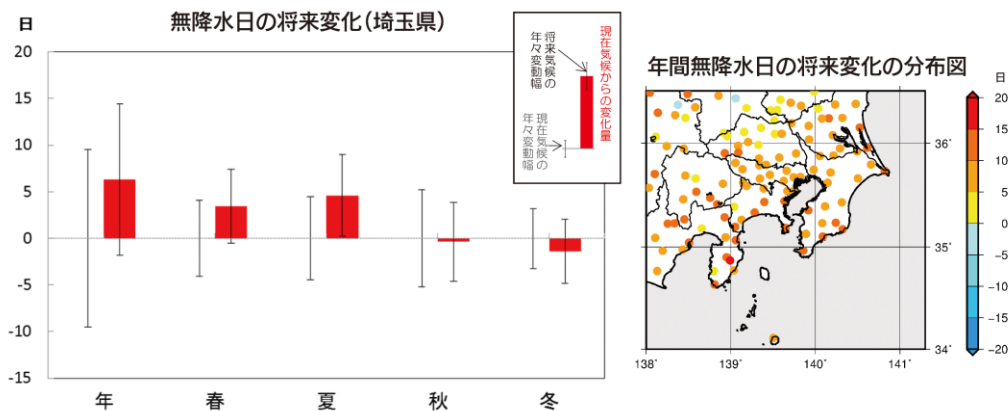


図 無降水日の将来変化（埼玉県）

（出典）埼玉県21世紀末の気候（熊谷地方気象台）

寄居観測所のデータでは、これまでに大きな変化傾向は確認できていません。

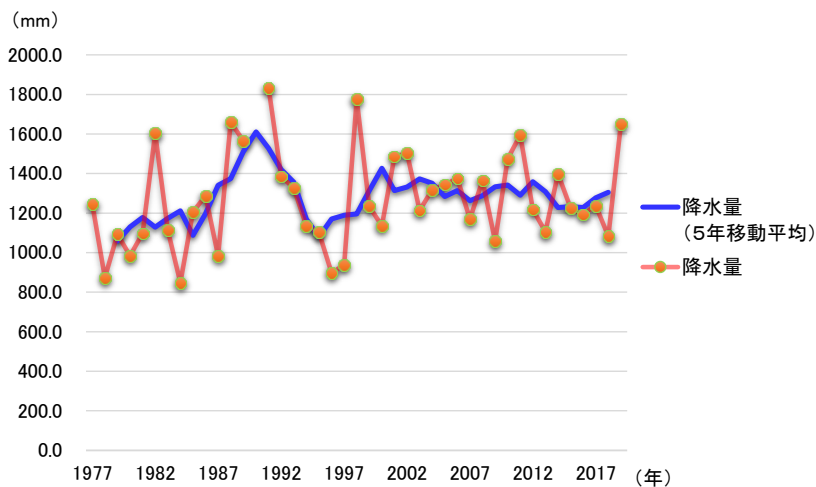


図 降水量の経年変化（寄居観測所）

（出典）気象庁データを基に作成

(2) 社会条件

① 人口

本町の人口は平成7（1995）年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成27（2015）年に11,207人であった人口が、令和12（2030）年に1万人を割り込み、令和22（2040）年には約8,400人となることが推計されています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少していくことが推計されます。老年人口（65歳以上）は令和12（2030）年をピークに減少することが推計されますが、人口全体の減少率の方が高いため、高齢化率は一貫して上昇することが推計されています。

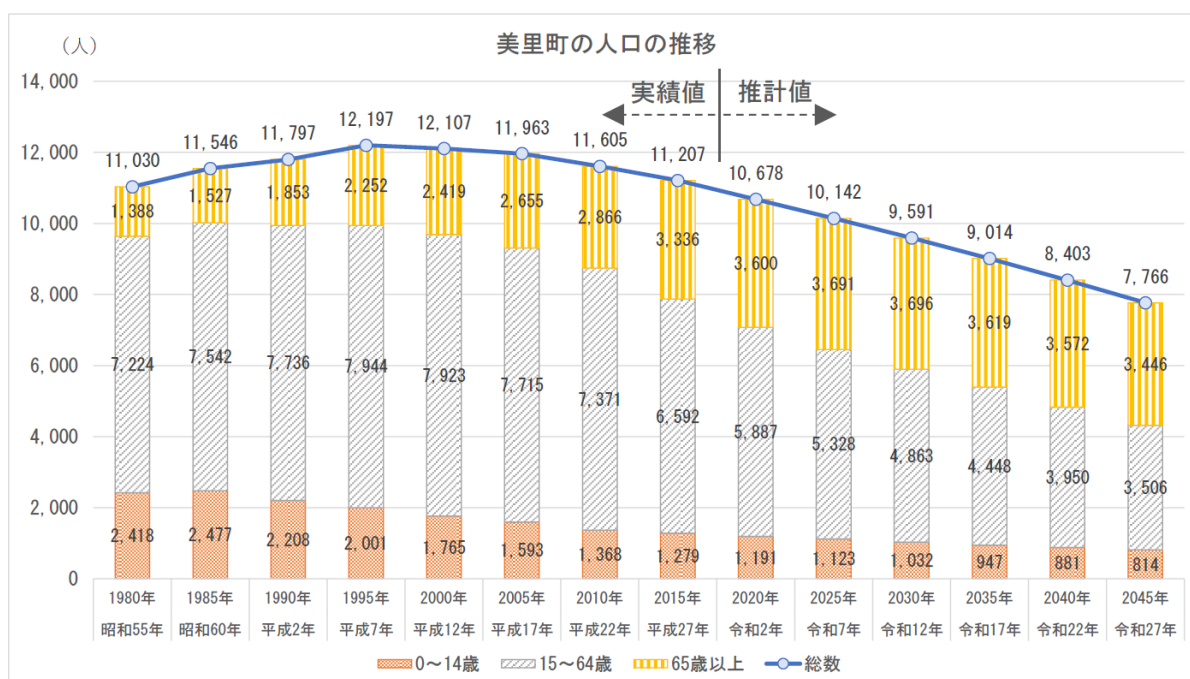


図 美里町の人口の推移

(出典) 国勢調査〔平成27（2015）年まで〕

国立社会保障・人口問題研究所推計値〔令和2（2020）年以降〕

② 土地利用

本町は児玉都市計画区域に含まれますが、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の指定はありません。町の北西部と南西部にあるゴルフ場を除く、約9割が農業振興地域、その内、約4割が農業振興地域農用地区域に指定されており、都市的土地利用は抑えられてきました。そのため、工業用地については農村産業法（旧農村地域工業等導入促進法）に基づき、農業と工業等との調和ある土地利用を推進してきました。

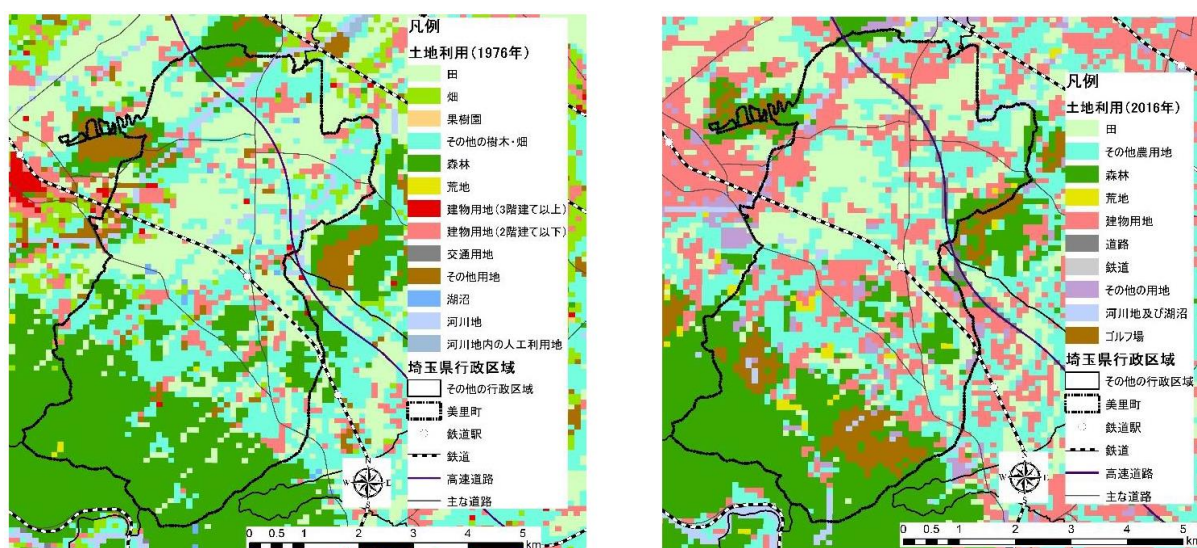


図 土地利用メッシュ〔左：昭和51（1976）年、右：平成28（2016）年〕

（出典）国土数値情報

3 本町における環境の動向と課題

(1) 脱炭素

動 向

《世界・国》

- 地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界規模で発生しており、日本各地においても今まで経験したことのない規模の災害が発生しています。
- このまま温暖化が進むと、自然災害等の更なる頻発化、激甚化する恐れがあります。
- 平成 30（2018）年に公表された*IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32（2050）年までに二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。
- 国際社会では、令和 32（2050）年の「実質ゼロ」への取組みを強化する国・地域が相次ぎ、日本政府においても令和 32（2050）年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。
- 国は、令和 3（2021）年 4 月に掲げた「2030 年度に 2013 年度比 46%削減」の目標達成に向けた中長期の気候変動対策を示す新たな地球温暖化対策計画を令和 3（2021）年 10 月に閣議決定しました。
- 地球温暖化対策計画では、令和 12（2030）年度におけるエネルギー由来 CO₂の部門別の削減目標を平成 25（2013）年度比でエネルギー転換部門 47%、産業部門 38%、家庭部門 66%、業務部門 51%、運輸部門 35%としています。

《埼玉県》

- 埼玉県は、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や埼玉県における温暖化影響の深刻化を踏まえ、地球温暖化対策を更に推進していくため、令和 2（2020）年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を策定しました。この計画では、脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として目標を掲げています。
- 埼玉県は、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。平成 30（2018）年 12 月の気候変動適応法の施行に合わせて環境科学国際センターを地域気候変動適応センターに位置づけるなど、地域における適応策を進めています。

《美里町》

- 本町のCO₂排出量は、平成30（2018）年度に121千t-CO₂でした。これは、平成25（2013）年度比46.2%（104千t-CO₂）減です。平成25（2013）年度のCO₂排出量の71.1%（160千t-CO₂）を占めていた産業部門の製造業のCO₂排出量が61.3%（98千t-CO₂）減少しています。
- 平成30（2018）年度のCO₂排出量の構成比は、産業部門の製造業が54.5%（62千t-CO₂）で一番多く、運輸部門の自動車は24.0%（29千t-CO₂）、民生部門の家庭が9.9%（12千t-CO₂）で続いています。
- 本町の*FIT制度による再生可能エネルギーの導入容量（累積）は、令和元（2019）年度時点で27,152kWとなっており、対消費電力FIT導入比率は31.0%と推計されています。
- 令和3（2021）年5月11日に「美里町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、町民、行政・事業者が一体となり、令和32（2050）年までに町内のCO₂排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

関連する社会状況

- *パリ協定の採択〔平成27（2015）年〕、批准〔平成28（2016）年〕
- 令和元年台風第19号〔令和元（2019）年〕
- 国の「地球温暖化対策計画」の策定〔令和3（2021）年〕

課題

- 温室効果ガス排出量の削減
 - 事業者との連携（産業部門）、自動車部門・家庭部門・業務部門における対策の推進
- 交通の脱炭素化の推進
 - *ZEVの普及推進
 - ZEV普及に向けたインフラ整備
- 省エネルギーの推進
 - 家庭、事業活動における省エネルギー行動の啓発
 - 住宅、事業所、施設の断熱化や電化、省エネルギー化の推進
- エネルギー自立・分散化の推進
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 再生可能エネルギーの有効利用や災害対策につながる蓄電池の普及促進

(2) 資源循環

動 向

《世界・国》

- 国においては平成 30（2018）年に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、3R の推進等国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を実施してきました。
- 最近の廃棄物をめぐる法体系をみると、令和元（2019）年「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行に続き、令和 3（2021）年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、プラスチックのライフサイクル全般での” 3R+Renewable” により*サーキュラエコノミーへの移行を加速することとなっています。
- 他にも、近年、海水中に漂う*マイクロプラスチックにより生態系に与える影響が問題になっています。令和元（2019）年 3 月には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、国として対策を進めています。

《埼玉県》

- 令和 3（2021）年度からを計画年度とする「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策を整理しています。

《美里町》

- 本庄市、美里町、神川町及び上里町の 4 市町で構成される「児玉郡市広域市町村圏組合」により、ごみの焼却及び最終処分を行っています。
- 近年のごみの排出量は増加傾向にあり、一人一日当たりのごみの排出量は 1,203g〔平成 30（2018）年度実績〕と県内で最大となっています。
- 人口一人一日当たりごみ排出量を家庭系／事業系別にみると、家庭系排出量は 0.785kg／人・日（県内市町村平均 0.637kg／人・日）、事業系排出量は 0.335kg／人・日（県内市町村平均 0.186kg／人・日）であり、いずれも県内で最大の数値ですが、特に事業系の排出原単位が平均値の 1.8 倍となっており、排出原単位の増大に大きく影響していることがわかります。

関連する社会状況

- 「第四次循環型社会形成推進計画」〔平成 30（2018）年〕
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」〔令和元（2019）年〕
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」〔令和 3（2021）年〕

課題

- 家庭系ごみ排出量の削減方策の検討
 - 生ごみの発生抑制等、排出量の削減
 - 資源物の集団回収、拠点回収の推進
 - 資源ごみ回収品目の追加
- 「事業系ごみ」排出量の削減
 - 多量排出事業者への普及・啓発（「減量・資源化等計画書」の提出義務付け）
 - 食品リサイクル法及び食品ロス削減推進法に沿った、食品廃棄物の排出抑制
 - 廃プラスチック類の産業廃棄物処理への誘導
 - 事業系ごみ受け入れ手数料の見直し（児玉郡市広域市町村圏組合への提案）
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応
 - 将来的な分別区分の再編
 - 将来的な容器包装プラスチック（その他プラスチック製容器包装）及び製品プラスチック（容器包装以外のプラスチック類）の分別・収集、リサイクルのあり方

(3) 自然環境

動 向

《世界・国》

- 世界では、生物多様性分野における令和2（2020）年までの目標である*愛知目標の達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、生物多様性国家戦略の取組みを進めてきました。
- 国内においては、「生物多様性国家戦略 2012-2020」で設定した生物多様性の言葉の認知度が目標に達していない等、十分に社会浸透していません。また、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、野生生物が置かれている状況は依然として厳しいです。
- 国は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に代わる次期戦略について、生物多様性条約* COP15 で採択予定の「ポスト 2020 生物多様性枠組」を踏まえた上で策定予定です。

《埼玉県》

- 埼玉県は、平成 30（2018）年 2 月に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、自然環境への配慮や生態系の再生・保全等に取り組んでいます。

《美里町》

- 本町は、南部山間丘陵の森林や里山、そこから流れ出る中小河川、北部の水田地域など、豊かな自然の恵みをうけて町の名が示すとおり「美しい里」の景観を形成しています。これらの自然は、生態系の基盤や美しい景観形成に寄与しており、町民生活にやすらぎを与える大きな財産となっています。
- 本町全体には生産農地が広がっているほか、町南部には大規模な緑地が多く存在するなど緑が多い環境であり、自然環境は町民アンケートにおいても「住み続けたい」理由の 2 番目にあがるなど、将来も継承していくものとして、町民の誇りとなっています。
- 本町の豊かな自然環境を守る取組みは、SDGs の「15. 陸の豊かさを守ろう」にも通じます。自然環境が失われていくと生態系が崩れ、農林水産業や町民の生活にも影響を与えかねません。本町では、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業を活用し、自然環境を維持する取組みをしています。
- 林業従事者の減少により、手入れが行われず、荒廃してしまう里山が増えています。管理されなくなった里山は、イノシシやシカなどの有害鳥獣の隠れ家となります。また、森林や里山、里山周辺の農地の手入れが行き届かず、荒廃が進んでいます。

- 本町では、令和3（2021）年6月にサクラやウメなどを食害し枯らせてしまう特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が発見されました。

関連する社会状況

- 国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定〔平成24（2012）年〕
- 「埼玉県生物多様性保全戦略」の策定〔平成30（2018）年〕
- 森林環境譲与税等の創設〔令和元（2019）年〕

課題

- 里山や平地林の整備・保全・活用
- 集团的農地の保全
- 野生生物との共生
 - 有害鳥獣の計画的駆除
- 外来生物に関する情報収集、情報提供及び駆除

(4) 生活環境

動 向

《世界・国》

- 近年では、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の減産や品質低下、熱中症リスクの増加など、地球温暖化に伴う気候変動に起因すると思われる影響が全国各地で生じており、更に今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。
- 令和2（2020）年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」では、気候変動が日本に与える影響について、7つの分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）の様々な影響を挙げ、リスク評価を行っています。
- 建物の解体等によるアスベストの飛散への関心が高まっているなかで、アスベストを使用していた建物の解体が、今後、増大する見込みです。

《埼玉県》

- 暑さは年々厳しさを増しており、県内の熱中症搬送者数は急増しています。県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を令和2（2020）年3月に策定し、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置づけました。

《美里町》

- 町民が健康で文化的な生活ができるよう、「美里町環境保全条例」〔平成22（2010）年10月1日施行〕に基づき、水質汚濁の防止や悪臭に関する規制、不法投棄の禁止、除草及び伐採の指導等に取組んでいます。
- 公共下水道施設と農業集落排水処理施設のほか、浄化槽によって生活排水の処理が行われています。農業集落排水処理整備事業については、十条、小栗、広木、沼上、円良田、駒衣、南部中央の7つの処理区の整備が完了しています。平成29（2017）年度には十条処理区及び沼上処理区を公共下水道に接続するため美里町公共下水道全体計画の見直しと都市計画決定の変更を行いました。
- 合併処理浄化槽の普及を図るため、単独浄化槽及び汲み取り式便槽から合併浄化槽へ転換した際の補助事業を実施しています。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設及び合併浄化槽の利用者の割合を示す汚水処理人口普及率は、令和元（2019）年度末で81%となっています。
- 老朽化した施設の対応は大きな課題であり、施設の修繕・更新に加え、処理区の統合や公共下水道との統合等の検討を進めています。

- 東日本の多くの地域で河川が氾濫した令和元(2019)年の台風第19号では、町内を流れる河川で氾濫には至らなかったものの、水位が堤防の高さまで近づき、河川氾濫の懸念から、多くの住民が自主避難をしました。こうした災害の経験から、近年、町民の安全・安心に対する意識が高まっています。
- 犬や猫のふん害等、動物の飼育マナーに対する苦情が増えています。

関連する社会状況

- 「水循環基本法」の施行〔平成26(2014)年〕
- 「雨水の利用の推進に関する法律」の施行〔平成26(2014)年〕
- 「水防法等の一部を改正する法律」の施行〔平成29(2017)年〕
- 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行〔平成30(2018)年〕
- 「気候変動適応法」の施行〔平成30(2018)年〕

課題

- 安全で快適な生活環境の維持、地域の特性に応じた污水处理
 - 公共下水道の整備、農業集落排水の接続の普及促進
- 単独浄化槽及び汲み取り式便槽の合併浄化槽への転換の推進
- 気候変動の深刻化に備え、台風や集中豪雨等による浸水被害の軽減、熱中症対策等の推進
 - 防災意識の高揚（美里町総合防災ハザードマップ、埼玉県洪水浸水想定区域図、土砂災害などの危険性を示すハザードマップを活用した啓発など）
 - 自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等（*グリーンインフラ、*ECO-DRR）
- ペットの飼育マナー対策
 - 糞尿処理等の飼育マナーの啓発
- 規制対象事業者への指導徹底等
 - 環境保全条例に基づく悪臭に係る特定施設への指導
 - アスベスト使用建物の解体等によるアスベストの飛散防止対策に関する指導と、リスクコミュニケーションの促進
- 公害等の苦情相談の対応
- PCBを含む照明器具の処理

(5) 環境配慮

動 向

《世界・国》

- 資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。
- 平成 30（2018）年に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」は、自分たちの足元にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業といった形で社会の仕組みに組み込むものであり、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという、「自立・分散型社会」を示す考え方です。

《埼玉県》

- 環境保全型農業や多彩な地産地消の取組みを推進し、環境に配慮した農業の振興を図っています。
- 環境・エネルギー分野の産業を発展させるため、*スマートハウスや蓄電池など、今後の成長が見込まれる新エネルギー分野の研究開発を支援する先端産業創造プロジェクトを推進しています。
- 環境活動に取り組む団体の支援、環境科学国際センターでの各種講座の開催、自然学習センターをはじめとする自然とふれあう施設の設置などにより、環境学習の機会の提供や人材の育成を推進しています。

《美里町》

- 本町は農業が基幹産業となっており、恵まれた肥沃な農地で、米麦・野菜・果樹・畜産・花き等幅広い農畜産物を生産しています。また、減農薬、減化学肥料等による環境に配慮した農業を推進しています。しかし、農業者の高齢化や後継者不足が進み、農家数、特に専業農家の減少が顕著です。このため、荒廃農地が増加しています。
- 猪俣の百八燈や駒衣の伊勢音頭、関の獅子舞等の伝統的な行事が数多くあることは本町の魅力となっています。しかし、後継者不足により次世代への継承が課題となっています。
- 本町には、農村だからこそ存在する地域の絆や近所付き合いのほか、行政区における老人会や子ども会、PTA 等の各世代の交流、地域の伝統行事や祭り等を通じた世代を超えた地域コミュニティ活動を実施しており、町民同士の交流や近隣の人間関係の良さがまちの魅力として挙がっています。しかし、今後、核家族化や少子高齢化の進行により、地域住民相互のつながりや連帯感の希薄

化が懸念されます。

関連する社会状況

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」〔平成 23（2011）年〕
- 「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」〔平成 30（2018）年〕

課題

- 農林業に携わる人材の育成
 - 農業に親しむ機会の提供と地消地産の推進
 - 林業に関心を持つ人たちが学び体験する場の創出
- *グリーン・ツーリズムの推進
 - ブルーベリーの摘み取り体験や市民農園での農作業等、町内外の人が交流できる環境の整備・充実
- 地域固有の歴史的遺産の保全、継承
 - 町民の歴史や文化遺産に対する愛着と誇りを育む取組みの推進
- 環境学習・環境保全活動の機会の提供
 - 今後、With コロナ、After コロナを意識した啓発活動の推進
- 生きる力と郷土愛を育む教育の充実
 - 地域の人材や資源を活用した体験活動の充実
 - 食育、地消地産の推進
 - 美里産の食材を使った学校給食の提供
- 家庭や学校、職場、あらゆる場所で環境に配慮した取組み実践の促進
 - 啓発活動の推進
- 地域コミュニティの醸成
 - 定期的に多世代が交流できる場所や若者が集える機会の確保・創出
 - 地域のコミュニティ活動の拠点の整備
 - まちづくりにおいて重要な要素となる「共助」に関する活動
- 公共施設や住宅等建築物の木造・木質化
- 森林の適切な管理
 - 放置された人工林は、花粉症や災害リスクが高まり、適期の伐採や維持管理が必要

第3章 計画の理念及び計画目標

1 計画の理念

～自然と生活が調和した 美しい里の実現～

- ・ 美里町は豊かな自然・農業環境に恵まれ、これまでも自然資源や農産物の恩恵を受けながら、豊かな暮らしを育んできました。持続可能なまちづくりに向けて、これらの資源は将来に継承する必要があります。
- ・ 上位計画である「第5次美里町総合振興計画」では、美里町のこれからをつくる基本理念を『心身ともに美しく暮らせるまちづくり』としています。
- ・ 美里町はその名のとおり、美しい田園風景の残るまちであり、その美しい自然環境や景観がまちの魅力・資源であると多くの住民が感じています。その肥沃な大地で育まれる農畜産物は、年間をとおして様々な種類が育ち、まちの資源となっているだけでなく、住民の心身の健康をつくる大事な要素でもあります。
- ・ また、美里町の美しさは環境だけでなく、そこに住む住民の「心の美しさ」があります。古くからのご近所付き合いが残る美里町では、伝統行事の伝承や地域の祭りなどをとおして、世代を超えた地域の仲間の絆が育まれています。こういった、「環境の美しさ」、「心身の美しさ」があるまちとして、今後もその美しさを維持していくことを目指しています。

2 計画目標（将来像）

～自然と共生し、地球規模の環境問題に対応する

ゼロカーボン・ゼロウェイストのまちへ～

- 上位計画である「第5次美里町総合振興計画」では、5つの基本目標の1つとして、環境づくりにおける基本目標を『環境の視点：美しい自然と寄り添い、恵みを楽しむまちづくり』としています。
- 四季折々の表情を見せる里や美しい田園が織りなす風景と、多種多様な植物を育む大地に感謝し、自分たちでその資源を守り、更に環境を活かしていけるまちづくりを目指しています。
- また、令和3（2021）年5月11日には、豊かな自然や田園風景を次代につなげるため、令和32（2050）年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「美里町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。脱炭素化に向けた取り組みの充実や増えつつある町域のごみ排出量の削減に向けた対策が必要となっています。
- このような中、「脱炭素先行地域」に向けて、環境保全条例・一般廃棄物処理基本計画とも整合を図りながら、町・町民・事業者が一体となって進むことが出来る環境基本計画の策定を行います。
- そのために、持続可能なまちづくりや関連するSDGsの視点も踏まえ、美里町に関係する各主体にもわかりやすい、環境政策の羅針盤となる将来像を設定します。

これまでの動きと特性・課題

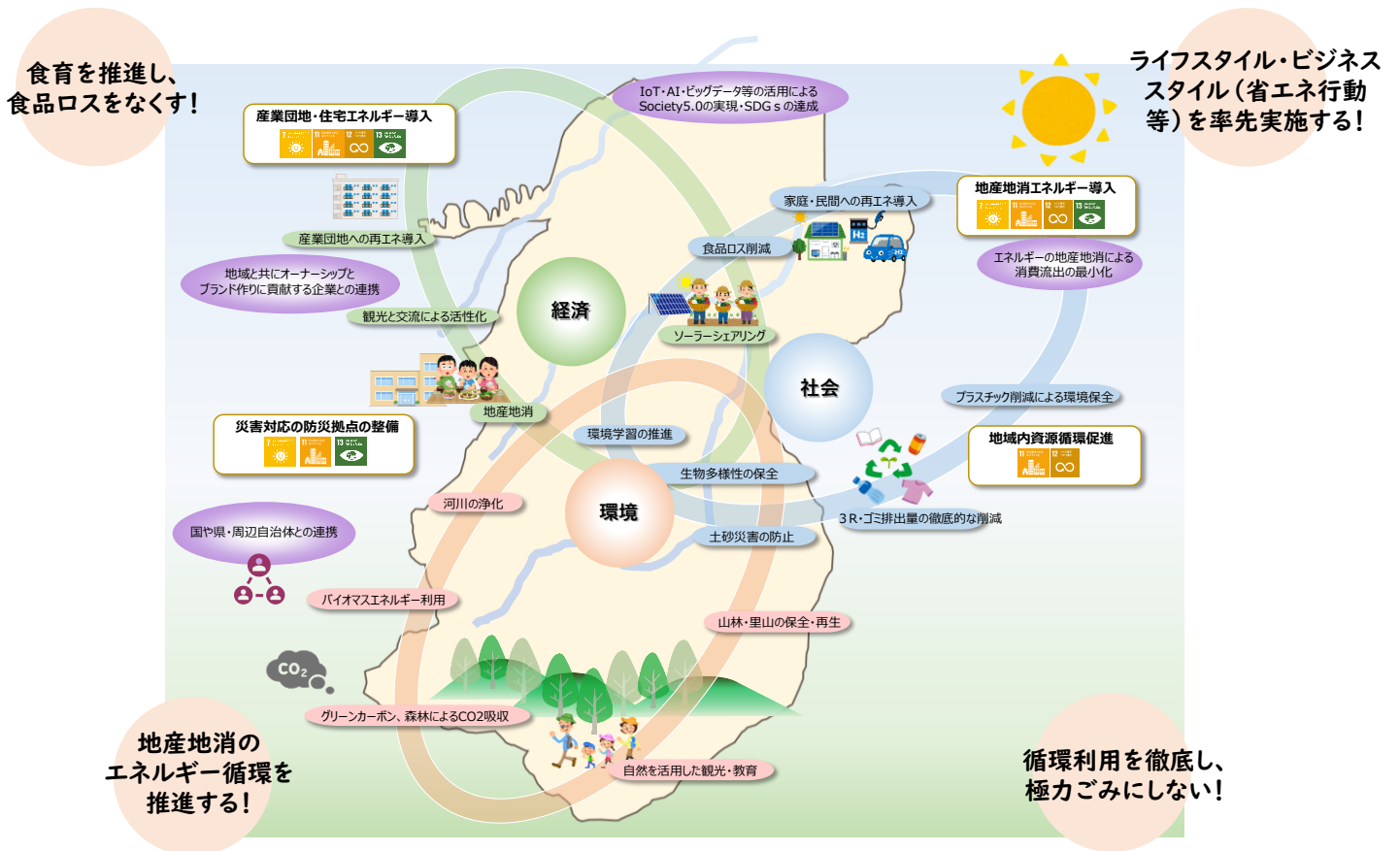
- ゼロカーボンに向けた民生対策・再エネの積極的導入が必要
- 「家庭系ごみ」「事業系ごみ」排出量の削減と「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応が必要
- 自然環境の活用や、生活環境の改善に向けた施策実施が必要
- 水環境維持の施策が必要

～自然と調和した豊かなまちを残し、地球規模の環境問題に美里町から働きかけるために～

美里町における環境の将来像

**～自然と共生し、地球規模の環境問題に対応する
ゼロカーボン・ゼロウェイストのまちへ～**

～自然と生活が調和した 美しい里の実現～



第4章 環境施策の推進

1 計画体系

本計画では、「脱炭素」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」及び「環境配慮」の分野ごとに施策を定めます。計画目標（将来像）の実現を目指し、各施策は計画の理念を尊重して取組むこととします。

表 計画体系

分野	施策の柱	施策
1 脱炭素	地方からはじめる脱炭素社会の実現	1 家庭部門におけるライフスタイルの転換 2 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進 3 運輸部門における環境配慮の推進 4 再生可能エネルギーの普及拡大 5 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進 6 気候変動への適応策の推進 7 脱炭素とあわせたスマートな地域づくりの推進
2 資源循環	地球にやさしい循環型社会の形成	1 発生抑制・再使用(reduce・reuse)の推進 2 リサイクル(recycle) 3 適正処理体制の構築 4 災害廃棄物等の処理体制の構築 5 広域処理の連携体制の構築
3 自然環境	恵まれた自然環境の保全・維持	1 森林・里山の整備・保全 2 農地保全の推進 3 鳥獣害対策 4 希少野生動植物などの保護の推進 5 侵略的外来生物の計画的防除
4 生活環境	暮らしやすい生活環境の創出	1 公共下水道の整備 2 農業集落排水処理施設の整備 3 合併処理浄化槽の普及推進 4 不法投棄防止の推進 5 土砂災害対策の強化 6 動物の適正な飼育管理の推進 7 空き家・空き地の対策 8 環境リスクの低減 9 身近な生活環境の保全
5 環境配慮	環境に配慮した産業創出・地域形成・人材育成	1 環境に配慮した企業活動の支援 2 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進 3 広域的な連携の推進 4 情報発信の強化 5 町民参画の環境行動の推進 6 地域を愛する心を育む教育の充実

2 施策展開の基本的な考え方

(1) 第5次美里町総合振興計画基本構想の実現

本町では、第5次美里町総合振興計画基本構想の計画期間10年間〔平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで〕において、本町の掲げる基本理念「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」及び将来像「住民一人ひとりが誇りを持って暮らせる美しの里」の実現を目指し、行政運営を進めています。

本計画は、環境の保全と創造に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、総合振興計画と整合を図りながら、第5次美里町総合振興計画基本構想の実現に向けて施策を展開します。

(2) 地域社会の持続可能性の向上

人口減少・少子高齢化の進行、社会資本の老朽化や自然災害の頻発などを踏まえ、高齢者にも暮らしやすい健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりを推進することなどが求められています。

環境分野においても、人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、地域社会の持続可能性を向上させるという視点も併せて、施策を展開していく必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやウェブ会議が急拡大してきています。こうした動きは、環境面からも移動に伴うCO₂排出量の削減にもつながり、このような感染症対策が環境対策にもなるような取組みを、より一層進めていく必要があります。

一方、こうした動きは、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤シフトや換気を伴う空調による負荷の増加、更には衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあります。

省エネ設備や*ZEVの更なる導入、プラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染症対策と環境対策の両立を図っていく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の回復と、気候変動など環境問題の解決を同時に目指す「グリーンリカバリー」の観点も重要となっています。

(4) 技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

*IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ、ドローンといったデジタル技術の活用による社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されています。デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、いわゆる*デジタルトランスフォーメーション(DX)が求められています。

*ESG投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、*シェアリングエコノミーの広がり、テレワークの拡大等、環境保全につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の動きも見られます。

先進的なデジタル技術を活用するとともに、企業や人々の意識、行動の変化を的確に捉え、社会経済活動がより環境の保全を意識した行動に向けられるよう働きかけていく必要があります。

(5) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして総合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標となっています。我が国においても、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定〔平成28(2016)年12月、令和元(2019)年12月改定〕され、地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。本計画においても、SDGsの考え方を盛り込んだ計画とします。



図 SDGs17のゴール(目標)

3 施策

1

【脱炭素】

地方からはじめる脱炭素社会の実現



豊かな自然や田園風景を次代につなげるため、町民・行政・事業者が一体となり、「脱炭素先行地域」の実現と、令和32（2050）年までにCO₂排出量実質ゼロを目指します。

環境指標

指標名	最終目標値 (令和13年度)
温室効果ガス排出量削減率 (%)	基準年度(平成25年度)比 60%以上削減

施策

施策1 家庭部門におけるライフスタイルの転換

① 住宅の省エネルギー対策の実施

- 省エネルギー設備の導入や省エネルギー型家電への買い替え、住宅の断熱改修等を働きかけます。
- *ZEHなど省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進します。
- 国や県の支援制度の周知・活用を図り、住宅の省エネルギー化・長寿命化を普及促進します。

② 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

- 省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルの浸透・定着を推進します。

施策2 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

① 事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進

- ・ 省エネルギー設備の導入や省エネルギー診断の実施を働きかけます。
- ・ *IoT等を活用したエネルギーマネジメントを促進します。
- ・ *ZEBなど省エネルギー性能の高い建築物の普及を促進します。
- ・ 国や県の支援制度の周知・活用を図り、事業所の省エネルギー化・長寿命化を普及促進します。

② 低炭素建築物新築等計画の認定申請の促進による低炭素建築物の普及拡大

- ・ 低炭素建築物新築等計画の認定申請を促進し、省エネルギー性能の高い建築物の普及を拡大します。

③ 公共部門における率先した省エネ行動（美里町地球温暖化対策実行計画事務事業編の運用）

- ・ 「美里町地球温暖化対策実行計画事務事業編」を基に、事務事業により排出される温室効果ガスを削減します。
- ・ *グリーン購入を導入し、環境負荷の低減を図ります。

施策3 運輸部門における環境配慮の推進

① *EV・*PHV・*FCVなど電動車の普及促進

- ・ 自動車を多数使用する事業者に対し電動車の導入を働きかけます。
- ・ 町民に向け普及啓発活動等を通じて、電動車の魅力を発信します。
- ・ 町における電動車の導入や電気自動車充電設備の周知などにより、*ZEVの普及を促進します。

② 運輸・物流の低炭素化の促進

- ・ 大規模荷主や自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、エコドライブなどの適正運転の実施、公共交通機関の利用やカーシェアリングの導入など、自動車から排出されるCO₂排出量の削減に向けた事業者の取組を働きかけます。

③ 自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の促進

- ・ *パークアンドライドなどにより自家用車から公共交通機関への利用転換を促進するとともに公共交通機関の利便性を促進し、自動車交通による環境負荷の低減に努めます。

施策4 再生可能エネルギーの普及拡大

① 太陽光発電設備（住宅・営農型太陽光など）の普及拡大

- ・ 太陽光発電設備の設置費補助制度等に関する国・県等の補助制度の周知により、太陽光発電設備による発電の普及を拡大します。

② バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギー設備の普及促進

- ・ 食品廃棄物や間伐材、下水汚泥、下水熱等のバイオマス資源や地中熱など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用に努めます。

③ *非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地消地産の促進

- ・ 町内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を町内に供給するため、非化石証書等の活用により再生可能エネルギーの地消地産を促進します。

④ 災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入検討

- ・ 公共施設や事業所、家庭等に太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせた災害時に活用可能な設備の普及促進を図ります。

⑤ 家庭・事業所への再生可能エネルギー電力の利用促進

- ・ 「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン等を活用し、再生可能エネルギー電力の利用を促進します。

⑥ 公共部門における率先した再エネ行動（美里町地球温暖化対策実行計画事務事業編の運用）

- ・ 再生可能エネルギーの普及を推進するため、公共施設に太陽光発電システムなどを積極的に整備します。
- ・ 再生可能エネルギーの割合が大きく、電力排出係数が小さい電気事業者からの調達を推進します。

⑦ 地域新電力会社の設立検討

- ・ 町内の再生可能エネルギーを活用して町内にエネルギーを供給することにより、エネルギーの地産地消を促進し、町内の資産を町内で循環する地域新電力会社の設立又は連携を検討します。

施策5 CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進

① フロン類の適正管理の促進

- ・ CO₂を上回る高い温室効果を持つフロン類について、使用時の漏えい防止や回収

後の適正な破壊、再生を促進します。

② CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

- ・ CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を促進します。
- ・ 建築物の木造・木質化により、木材利用を働きかけます。

③ CO₂吸収源につながる農地保全の推進

- ・ 堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することを通じて、農地の炭素貯留を促進します。

④ CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出

- ・ 地域制緑地の指定や公有地化などを進めることにより、CO₂吸収源対策として効果のある身近な緑の保全を図ります。

施策6 気候変動への適応策の推進

① 気候変動に関する情報収集と情報提供

- ・ 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

② 農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

- ・ 農業分野における高温障害を軽減する農作物栽培技術や家畜飼育技術の情報を収集します。
- ・ 豪雨等による自然災害（洪水など）への影響に対応するため、防災情報の発信・水害時の避難行動マップ（ハザードマップ）の活用促進を図ります。

③ 暑さ対策の推進

- ・ 暑熱による生活への影響に対応するため、熱中症の予防に関する情報提供や打ち水、緑化の推進等を行い、暑熱環境の緩和を図ります。

施策7 脱炭素とあわせたスマートな地域づくりの推進

① 「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり

- ・ コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組みます。
- ・ 本町の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、*IoT

や新技術により本町における効率的なエネルギー利用を推進します。

② *コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進

- ・ 家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化に努めます。
- ・ 事業者にもコージェネレーションシステム導入を働きかけます。

③ *IoT 技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進

- ・ 太陽光発電と蓄電池を組み合わせるなど、本町における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoT や新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。
- ・ 多くのエネルギーを使用している企業などに、*バーチャルパワープラント (VPP) 技術などの活用による*アグリゲーターを介した*ディマンドリスポンス (DR) への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。

④ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

2

【資源循環】

地球にやさしい循環型社会の形成

SDGs への貢献



町域におけるごみの排出量を減らし、地球にやさしい循環型社会の形成を図ります。

環境指標

指標名	現状値 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりのごみ総排出量 (g)	1,178 (令和2年度)	1,067 (令和8年度)	976.5 (令和18年度)

施策

施策1 発生抑制・再使用 (reduce・reuseの推進)

① 食品ロス削減の推進

- ・ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、町民、事業者の双方が食品ロスの削減を目指した取組みを行います。

② 生ごみ減量

- ・ 家庭ごみの組成の中で大きな重量比を占める生ごみの排出量削減を図るため、生ごみの発生抑制、減量化するための取組みを行います。

③ プラスチック削減

- ・ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を鑑み、プラスチック類を削減するための取組みを行います。

④ 事業者のごみ減量の取組みの促進

- ・ 本町の大きな課題となっている事業系ごみを削減するため、事業者のごみ減量への取組みを働きかけます。

⑤ バイオマスリサイクル事業の誘致検討

- ・ 長期的視点から、生ごみ、事業系食品廃棄物、間伐材、集落排水汚泥等を有効利用し、公害を発生させない安全安心な設備で再生可能エネルギーを発電する事業者等の立地を模索します。その際には、周辺環境への影響等も十分配慮します。

⑥ 家庭ごみ有料化（長期）

- ・ 長期的視点から、家庭ごみの発生原単位を削減する方策として、家庭ごみの有料化についてメリット・デメリットを踏まえ検討します。

⑦ 事業系ごみの排出基準と処理手数料（長期）

- ・ クリーンセンターに持ち込まれる「持込ごみ」に係る基準等を児玉郡市広域市町村圏組合と連携して適宜見直します。

⑧ 町の率先行動

- ・ 町民、事業者の規範となるよう、町における率先した行動を行うことにより、ごみの発生抑制、再使用に係る機運を全町的に高めていきます。

施策2 リサイクル（recycle）

① 集団回収

- ・ 家庭ごみの収集・処理量を削減するため、資源物の集団回収を拡充するとともに、町民の協力を促すための周知・啓発を行います。

② 資源ごみの分別収集

- ・ 可燃・不燃ごみ量を削減して資源ごみの収集量を増やすとともに、分別精度を向上させるための取り組みを推進します。

③ 拠点・店頭回収

- ・ 町内の事業所等に協力を仰ぐ等の方法で回収拠点や品目を増やすことを検討します。また、無料宅配回収等を活用します。

④ プラスチック分別収集の検討（長期）

- ・ 長期的視点から、「容器包装リサイクル法」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を鑑み、プラスチックの分別収集について児玉郡市広域市町村圏で検討します。

⑤ 『（仮称）町営リサイクルステーション』の検討（長期）

- ・ 長期的視点から、可燃・不燃ごみへの資源物の混入や処理困難廃棄物の不適正処理・不法投棄等を抑制するため、（仮称）町営リサイクルステーションを設置する

ことを検討します。

・

施策3 適正処理体制の構築

① 小山川クリーンセンターの長寿命化の支援

- ・ 稼働後 21 年目を迎えている小山川クリーンセンターの適正な運転及び維持管理を行うため、長寿命化の支援を行います。

施策4 災害廃棄物等の処理体制の構築

① 災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 大規模自然災害時において、円滑な災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理に係る具体的な業務内容や実施体制等を整理した、災害廃棄物処理計画を策定します。

施策5 広域処理の連携体制の構築

① 児玉郡市広域市町村圏組合及び構成市町との連携強化

- ・ ごみの安定的な処理を進めるため、児玉郡市広域市町村圏組合及び構成市町との連携強化を図ります。

3

【自然環境】

恵まれた自然環境の保全・維持

SDGs への貢献



町民が本町の豊かな自然環境を享受し、環境保全などにも興味をもってもらえるよう、農地や森林等の適切な管理を行い、自然環境や景観の維持・保全に配慮したまちづくりを推進します。また、農地の有効活用を図るとともに田園風景の保全に努め、人々にやすらぎと憩いを与える緑の環境づくりを推進します。

環境指標

指標名	現状値 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和13年度)
荒廃農地の面積 (ha)	22	20	18
防災対策を実施した農業用ため池数 (箇所)	3	7	11
多面的機能支払事業実施面積 (ha)	789	840	900

施策

施策1 森林・里山の整備・保全

① 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全

- ・ 間伐や枝打ち、広葉樹の植栽などの森林整備や人工林の伐採後の再造林を促進し、*グリーンインフラとしての水源かん養機能を持続的に発揮できる森づくりを進めます。
- ・ 原生的な森林の保全を図るとともに、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置し、多様な生物の生息・生育地の確保に努めます。
- ・ 公共施設の新築改修は、木造・木質化に努め、美里産の木材を積極的に活用します。

② 里山・平地林整備事業の推進

- ・ 荒廃した山林の竹の伐採や笹の刈払い等を行い、自然環境や景観の保全に努めます。

③ 森林の病虫獣害防止対策の実施

- ・ 森林の持つ公益的機能を維持・回復させるため、ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害のおそれのある森林の獣害防止対策に努めます。
- ・ 松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫の被害を防止します。

④ 里山を維持管理する仕組みの創設

- ・ 荒廃山林の解消や豊かな自然環境を保全するため、定期的に地域住民等による下刈りを実施し、里山の維持・保全を行い、美しい景観の維持に取り組めます。

⑤ 林道の適正な維持管理及び計画的な整備の推進

- ・ 健全な森林の育成を目指し、森林組合などと連携して植栽、下刈り、間伐などの森林施業を行うため、林道の維持管理及び整備を推進します。

⑥ 山林火災を予防する防火線の維持管理の推進

- ・ 荒廃山林の解消や豊かな自然環境の保全、大規模山林火災を防止するため、森林環境贈与税や辺地債等を活用し、定期的な下刈りの実施など、里山の維持・保全に努めます。

⑦ 埼玉県中央部森林組合との連携強化

- ・ 森林や林業を後世に残していくため、森林組合と連携した維持管理を図ります。

施策2 農地保全の推進

① 荒廃農地の解消及び農地の利用集積の推進（農地中間管理事業、農地バンク事業の利用促進）

- ・ 地域内に分散した農地を集積・集約し、担い手農家が効率的に耕作を行えるよう農地中間管理事業を推進します。
- ・ 農地バンク制度や集落営農を推進し、遊休農地化を防止します。
- ・ 未整備の荒廃農地には、営農型太陽光発電設備の設置を検討します。

② 農業用水路や排水路、パイプライン、農業用ため池の適正な維持管理と計画的な整備の推進

- ・ 老朽化が進んでいる農業用水路や排水路、パイプライン、農業用ため池の適切な維持管理と計画的な修繕・更新を実施します。
- ・ 町内に13か所ある農業用ため池は防災重点ため池に選定され、自然災害発生時の被害を抑えるためにも計画的な老朽化・耐震化に向けた対策を推進します。

③ 集落営農組織の支援

- ・ 集落において農業に協同で取り組む集落営農の組織化を積極的に支援します。

④ 優良農地の保全活動の推進

- ・ 集団化された農用地など、優良農地の保全に努めます。

施策3 鳥獣害対策

① 有害鳥獣駆除の推進（美里町猟友会との連携強化）

- ・ 猟友会や農家と連携し、鳥獣による農作物被害の軽減に努めます。

② 啓発活動の推進

- ・ 管理されていない空き家、野菜の収穫残渣や生ごみが鳥獣を呼び寄せてしまうため、広報誌やポスターなどによる啓発活動に努めます。

施策4 希少野生動植物などの保護の推進

① 希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

- ・ 保護すべき種や保護区の指定等にかかる調査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行います。

施策5 侵略的外来生物の計画的防除

① 外来生物の情報収集及び駆除

- ・ 町民からの情報収集体制を整備し、早期発見と駆除を行います。

4

【生活環境】

暮らしやすい生活環境の創出

SDGs への貢献



暮らしやすい生活環境を確保するため、不法投棄や水質汚濁、大気汚染等の公害を未然に防止するため、監視体制の強化を図り、本町の美しい自然環境と町民の良好な生活環境を守ります。

気候変動による影響に備えるため、既に現れている影響や長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する適応対策を進めていきます。

環境指標

指標名	現状値 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和13年度)
汚水処理人口普及率(%)	81	100	100
空き家・空地バンク制度登録件数(件)【累計】	0	10	20

施策

施策1 公共下水道の整備

- ① 公共下水道事業加入促進
 - ・ 供用開始区域における未接続世帯への接続を推進し、供用率の向上を図ります。
- ② 経営の健全化のための料金改定の検討
 - ・ 中長期的に安定して事業を継続するため、料金改定を実施します。

施策2 農業集落排水処理施設の整備

- ① 集落排水処理事業の加入促進
 - ・ 集落排水処理区内における未供用世帯を対象に、広報やダイレクトメールを通じて集落排水への接続を促すための啓発を行います。

② 機能診断事業、機能強化事業

- ・老朽化が進む集落排水処理施設の補修を行う際に、省エネポンプの導入や自然エネルギーの活用等の省エネ対策、統廃合を検討し、処理コストの低減化とCO₂排出量削減の両立を目指します。

③ 経営の健全化のための料金改定の検討

- ・農業集落排水と公共下水道は、汚水処理という同一の機能を有する施設ですが、使用料や負担金・分担金の体系が異なり、受益者の公平性が図られていないため、これらの統一を図ります。

④ 啓発活動の推進

- ・令和元（2019）年度に策定した「美里町生活排水処理基本計画」に沿って、十条処理区及び沼上処理区の下水道処理区域への編入を推進します。

施策3 合併処理浄化槽の普及推進

① 啓発活動の推進

- ・町の広報やホームページ等を通じて、単独浄化槽世帯及び汲み取り式便槽世帯に対する合併浄化槽への転換を啓発します。
- ・現在導入されている浄化槽を安全かつ効率的に利用してもらうために、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃について啓発を行います。

施策4 不法投棄防止の推進

① 不法投棄監視員等による不法投棄防止体制の強化

- ・不法投棄監視員等の活動を強化し、不法投棄の防止に努めます。

② 環境美化の推進（クリーン美里の実施）

- ・クリーン美里の実施や花いっぱい運動などの美化運動を住民の協力のもと取り組み、美しい里の環境づくりを進めます。

施策5 土砂災害対策の強化

① 土砂災害対策の推進

- ・優先的な整備が必要な箇所から土砂災害防止施設の整備を進めます。

② 土砂災害への警戒体制の強化

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、町南部の山間地帯を中心に指定されています。指定された地域では、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災

害を起こす可能性があり警戒が必要であることから、警戒避難体制の整備を進めます。

③ ハザードマップを活用した防災・減災の普及啓発の推進

- ・ 地震・土砂災害の危険性を示す土砂災害ハザードマップの適宜更新と町民への周知・普及啓発を図り、防災・減災に努めます。

④ 大規模盛土造成地の滑動崩落の防止対策の推進

- ・ 地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の確認を行います。
- ・ 危険性が高いと判断された箇所については、対処方法を検討します。

施策6 動物の適正な飼育管理の推進

① 衛生管理の促進

- ・ 動物愛護の啓発に努めるとともに、犬の登録及び狂犬病予防接種の周知徹底を図ります。

施策7 空き家・空き地の対策

① 埼玉県北部地域空き家バンク制度の活用推進

- ・ 埼玉県北部地域空き家バンク制度を活用し、空き家を有効活用し、移住・定住の促進と地域活性化を図ります。

② 美里町空き地バンク制度の活用推進

- ・ 美里町空き地バンク制度を活用し、空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により荒廃防止と町内への定住促進による地域活性化を図ります。

③ 補助事業の充実（危険老朽空き家除去補助金、危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金）

- ・ 危険を及ぼすブロック塀や空き家の撤去の費用の一部を補助することにより、良好な居住環境の確保に努め、暮らしやすい居住空間を供給します。

施策8 環境リスクの低減

① 危険物・有害物質の適正な維持管理の推進

- ・ 危険物や有害物質を扱う事業者については、環境保全協定を締結し、適正な維持管理を促し、有害物質等が河川等へ流出することや大気中に拡散することを未然に防止します。

② 監視体制の強化

- ・ 立入検査や水質の定期的な検査、ダイオキシン類の測定等を実施し、監視体制の強化を図ります。

③ 有害物質等の流出対策の強化

- ・ 有害物質が流出した際に、拡散防止の措置等が迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整えます。

④ 建物解体現場などにおけるアスベスト飛散防止対策の推進

- ・ アスベストの大気中への飛散を防止するため、アスベスト使用建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

⑤ PCB使用照明器具の適正処理の推進

- ・ PCB使用照明器具の適正処理を推進します。

⑥ 放射性物質拡散時の避難誘導対策の推進

- ・ 放射性物質が拡散した際の円滑な避難誘導を図るため、町職員を対象とした放射性物質拡散を想定した防災訓練等の実施に努めます。
- ・ 放射性物質の特殊性を考慮し、平時より防災対策に関する事項についての広報を進めます。

施策9 身近な生活環境の保全

① 環境汚染の防止対策の実施（水質、ダイオキシン等の環境検査の実施）

- ・ 水質の定期的な検査やダイオキシン類の測定を行うなど、監視体制の強化に努めます。
- ・ 工場等については、環境保全協定等に基づき、必要に応じ立入検査を実施します。

② 騒音・振動・悪臭対策の推進

- ・ 騒音・振動・悪臭の規制・指導を実施します。

③ 公害苦情・紛争への適正な対応

- ・ 町民からの公害苦情や公害に係る紛争に迅速かつ適正に対応します。

④ 啓発活動の推進

- ・ 「水は限られた資源」という意識の高揚を図るため、広報紙やポスターなどによる啓発活動に努めます。

5

【環境配慮】

環境に配慮した産業創出・地域形成・人材育成

SDGs への貢献



ゼロカーボン・ゼロウェイストの実現に向けて、生産から消費、廃棄までの従来の社会構造システムのあり方や私たちのライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を図る必要があります。

そのためには、町民、事業者、民間団体、町等の各主体が脱炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて率先して行動するとともに、各主体間の連携が進み、一体となった取り組みが必要です。

これらにより、環境・経済・社会的課題の統合的な解決が図られ、持続可能な社会が形成されます。

環境指標

指標名	現状値 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和13年度)
地域の特色を活かした講座の開催数(回/年)	10	10	10
学校給食における食材の町内産農産物の割合(%)	12.9	15	18
ボランティア団体(環境保全活動団体)の設立数(団体)	0 (令和2年度)	1 (令和8年度)	1

施策

施策1 環境に配慮した企業活動の支援

① 企業等のSDGsの取り組み支援

- ・ 官民連携を促進するプラットフォームや自らSDGsに取り組む県内の企業等を登録する「埼玉県SDGsパートナー登録制度」の登録を促進し、企業等のSDGsの取り組みを支援します。

② 中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援

- ・ 社会全体で取り組むべき課題の解決に取り組む中小企業を支援するため、デジタル技術等を活用した製品開発や現状を打破する革新的な新技術、新製品開発等の支援に努めます。

③ エコアグリビジネスの推進

- ・ 「エコファーマー」認定や「埼玉県特別栽培農産物」認証などの取組みを推進します。
- ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」での取組みを推進します。
- ・ 農畜産物の付加価値向上と雇用を生み出す「農業の6次産業化」を進め、ブルーベリーや特産品のブランド化、農畜産物の特産加工品の開発を支援します。

④ 町の率先行動や*グリーン購入などの推進

- ・ 環境に配慮した公共事業や地球温暖化対策など環境負荷低減に事業者として率先して取り組むとともに、「グリーン購入」を推進します。

施策2 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進

① 「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり

- ・ コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組めます。
- ・ 地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、*IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進します。

② *グリーン・ツーリズムの推進

- ・ 本町の自然環境を活かした体験型観光産業に取り組む、関係人口・交流人口から定住人口の増加へとつなぐ新しい観光のかたちを目指します。

施策3 広域的な連携の推進

① 広域的な連携の推進

- ・ ごみ処理などの広域的な連携が必要な場合は、国や県、周辺自治体と連携を図ります。

施策4 情報発信の強化

① 環境に関する情報発信の充実

- ・ 様々な媒体を活用し、環境に関する情報を町内外に積極的に発信します。

② 情報発信媒体の構築

- ・ 町民への情報伝達手段として、ホームページのほか、防災行政無線や災害防災情報メール、SNSなどの複数媒体による情報伝達方法を確保するため、更なる情報インフラの充実を図ります。

③ 学校栄養教諭や外部人材による授業の実施

- ・ 小・中学校での学校栄養教諭による食育に関する授業の実施を推進します。

④ 美里産の食材を使った学校給食の提供

- ・ 地産地消の学校給食を推進します。

施策5 町民参画の環境行動の推進

① 町民参加型の環境活動の推進

- ・ 環境講座や自然保護などの環境関連イベントの開催を推進します。
- ・ 親子で参加できる環境学習イベントを検討します。

② 情報発信の強化

- ・ 様々な媒体を活用し、イベント情報などを町内外に積極的に発信し、町民参画の環境行動を推進します。

施策6 地域を愛する心を育む教育の充実

① 地域の人材や資源を活用した体験活動の充実

- ・ ゲストティーチャーなど地域の人材や資源を生かした授業や体験活動等、地域の特徴を生かした活動に努め、郷土愛を育みます。

② 子どもを対象とした環境教育

- ・ 学校等での体験型かつ主体的な環境教育を推進します。
- ・ 環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に関わる人材の育成に努めます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 環境審議会

美里町環境審議会は、美里町環境基本条例第17条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について、調査審議等を行います。

(2) 庁内組織

町は、町長をはじめ、施策の総合的な調整と推進を図るための庁内組織を中心として、各関係課・局・センターを含む体制を整えます。

施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の進捗状況の点検・評価を行い、関係課・局・センター間との調整・連携を図ります。

(3) 協働による取組みの推進

町民・事業者による自主的な活動や町、町民及び事業者の協働による取組みが円滑に推進されるように、施策の実施と環境配慮行動の周知・浸透を図ります。

また、町、町民及び事業者の協働体制づくりを図っていくものとし、当面の期間、町民・事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、町はこれらの自主的な活動に対する情報やノウハウの提供、様々な支援を展開していくものとします。

(4) 国や県、周辺自治体等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組みが求められる課題への対応について、国や県、周辺自治体等と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。

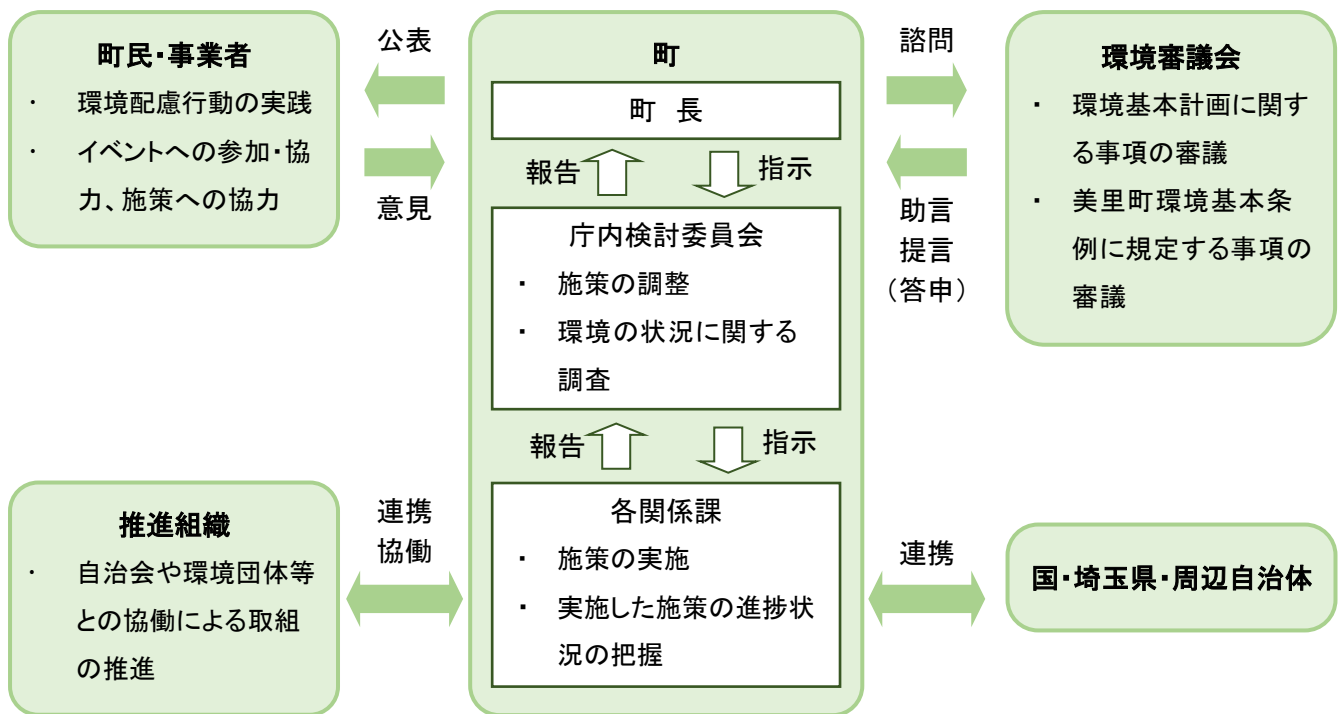


図 推進体制

2 進行管理

本計画の進行管理は、次図に示すPDCAサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を踏まえ、施策の進め方について毎年度見直しを行い、中間目標年度及び計画期間終了時に本計画の見直しを行うものとします。

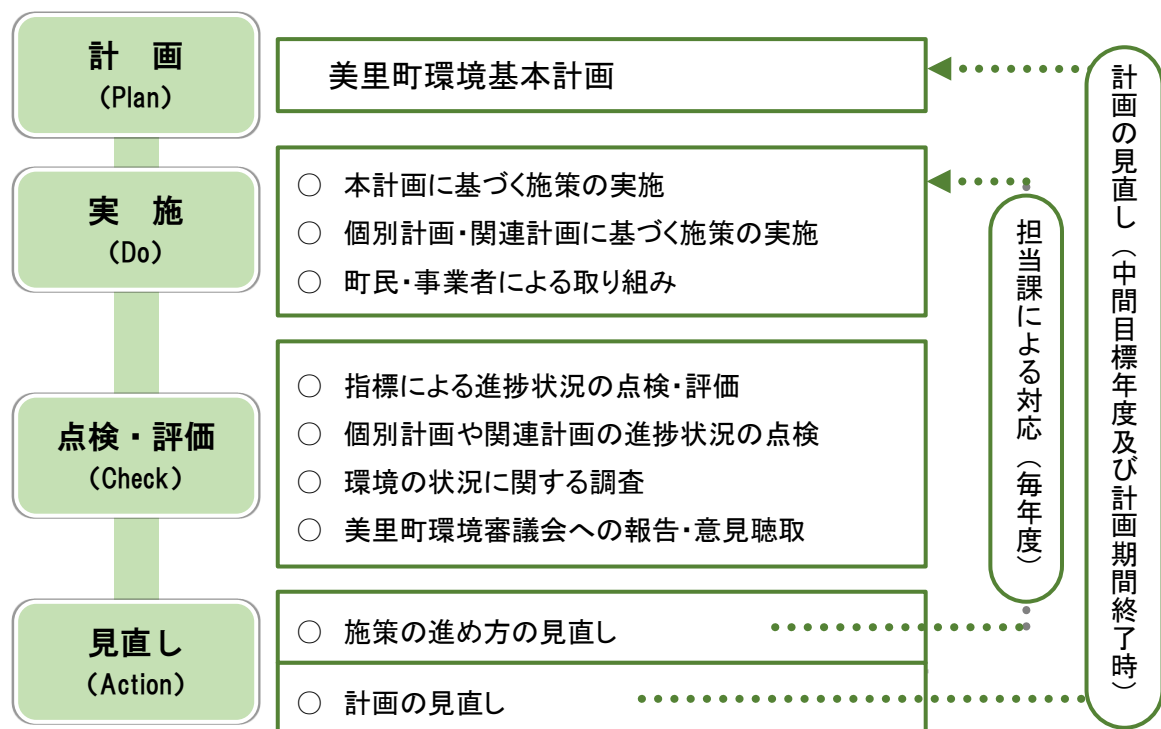


図 本計画の進行管理 (PDCAサイクル)

資料編

1 用語解説

あ行

IoT

Internet of Thingsの略。モノのインターネットと訳される。様々なものがインターネットにつながり相互に情報交換することで、遠隔操作やデータ収集・分析などを行うことができる。

ICT

Information and Communication Technologyの略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT（情報技術）ではなく、情報通信技術（ICT）を用いる例が増えている。

愛知目標

* COP10で採択された、平成23（2011）年以降の新たな世界目標である戦略計画の中で、中長期目標〔「自然と共生する世界」の実現：令和32（2050）年〕や、短期目標〔生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急の行動を起こす：令和2（2020）年〕とともに設定された、令和2（2020）年までを中心とした具体的な20の個別目標。

IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が昭和63（1988）年に共同で設置した機関。地球温暖化の科学的・技術的（および、社会・経済的）評価を行い、得られた知見を、政策決定者はじめ、広く一般に利用してもらうことを任務としている。平成2（1990）年に最

初の報告書を発表して以来、4～6年に1回ほどのペースで、地球温暖化の最新の知見についてまとめ発表している。

アグリゲーター

複数の電力消費者に*ディマンドリスポンス（DR）を要請し、集約する（アグリゲート）ことで、まとまった節電量として電力会社（系統運用者）に販売して報奨金を得る仲介サービス事業者のこと。

ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

EV

Electric Vehicleの略で、電気自動車のこと。電動モーターで車を駆動させるEVは、CO₂や排気ガスを出さずに地球環境に優しい、振動・騒音が小さいといった特徴がある。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

ECO-DRR

生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based disaster risk reduction）のこと。生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、

人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

ESCO事業

エナジー・サービス・カンパニー（Energy Service Company）の頭文字を取って「エスコ」と読む。ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など）をESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業。

FCV

Fuel Cell Vehicleの略で、燃料電池自動車のこと。燃料電池により水素から発電した電気によって走行する自動車。走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないため、環境に優しい車である。

か行

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮した上で、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。

コージェネレーションシステム

都市ガス、石油、LPGなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。

COP

条約や議定書に参加している国のことを「締約国」と呼ぶ。それら締約国が年に1回集まって開催される会議のことを条約では「締約国会議」（Conference of the Parties：COP）、そして、議定書では「締約国会合」（Meeting of the Parties：MOP）という。

さ行

サーキュラエコノミー

循環経済のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。循環型社会に向けて我が国が推進してきた従来の3Rをシェアリングやサブスクリプションといった循環性と収益性を両立する新しいビジネスモデルの広がりも踏まえ、持続可能な経済活動として捉え直したもの。

サービサイジング

単なるモノの提供ではなく製品の機能

を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている。

シェアリングエコノミー

「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」であるとされており、*サーキュラエコノミーの類型の一つ。具体的な取引の流れとしては、提供したい（貸したい、売りたい）人、利用したい（借りたい、買いたい）人がマッチングプラットフォームに登録し、不特定多数の提供者の中から、利用者がニーズに応じて選択し、お互いが合意すれば、提供者はモノ・サービスを提供し、利用者がそれを利用できるサービス。

スマートハウス

*ICTにより、家庭内の発電システムや家電などをコントロールして、エネルギー消費が最適化するように制御された省エネ住宅のこと。

ZEH

Net Zero Energy Houseの略。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。

ZEB

Net Zero Energy Buildingの略。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の

抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

ZEV

Zero Emission Vehicleの略。排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車のこと。

た行

ディマンドリスポンス（DR）

電気の需要量を制御する取組みのこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

は行

パークアンドライド

都心部や観光地などの交通渋滞の緩和を図るため、郊外の最寄り駅や停留所まで自家用車で行き、周辺に設けられた駐車場に駐車して、そこから交通機関を利用して目的地に行くシステム。

バーチャルパワープラント（VPP）

分散している発電設備などを、*IoTを活用して統合し、あたかもひとつの発電所のように利用するしくみのこと。「仮

想発電所(バーチャルパワープラント)」と呼ばれる。

パリ協定

「京都議定書」の後継となるもので、令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。平成27(2015)年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された*COP21で採択された。

PHV

Plug-in Hybrid Vehicleの略で、プラグインハイブリッド自動車のこと。コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。

非化石証書

CO₂を排出しない再生可能エネルギーで発電された電気の持つ「環境価値」の一種で、「非化石電源からつくられた電気である」という価値である「非化石価値」を取引するために「証書」の形で見える化されたもの。

FIT制度

FITとは「固定価格買取制度」のことで、太陽光発電のような再生可能エネルギーで発電した電気を、国が決めた価格で買い取るよう、電力会社に義務づけた制度。令和4(2022)年4月から「FIT制度」に加え、電力市場の価格と連動した発電を促す「FIP制度」が導入される。

ま行

マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有・吸着する化学物質が食物

連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。一次的マイクロプラスチック(マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ等。排水溝等を通じて自然環境中に流出)と二次的マイクロプラスチック(大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったもの)に分類される。

